

防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業実施要綱

令和6年6月3日制定

(目的)

第1条 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の創設を見据え、試行的事業を実施することを目的とする。

(実施施設等)

第2条 事業を実施する施設及び事業所（以下「実施施設等」という。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所のうち、市長から基準を遵守して実施可能と認められた施設とする。

(委託)

第3条 市長は、事業を特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「設置者等」という。）に委託することができる。

また、市長は、実施施設等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、実施施設等から定期的な報告を求めるものとする。

(委託料)

第4条 前条の規定により事業を委託した場合は、予算の範囲内において、別表第1及び利用料の減免に相当する額に定めるところにより委託料を支払うものとする。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) この事業は、こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能とするため、利用する施設、月、曜日や時間を固定しない自由利用とする。
- (2) 利用時間の管理においては、利用実績報告書等により実施する。
- (3) 親子通園は初めて利用する施設ごとに、原則当初3時間以内に限り可能とする。

(4) 実施施設等は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業謝絶実績報告書（第1号様式）を提出しなければならない。

(5) この事業を、民家・アパート等を活用して、新たに実施する場合には、必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を別表1に定めるところにより補助を行う。

(利用時間)

第6条 1月当たりの利用時間数は、1人当たり10時間を上限とする。

(実施日等)

第7条 事業を実施する日及び時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間で、実施施設等における保育を実施する日及び時間の範囲内とする。

(実施要件)

第8条 事業の実施にあたっては、国が定めるこども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱第3項に掲げるものを遵守しなければならない。

(実施方法等)

第9条 事業は、次の各号に掲げる類型により実施する。

(1) 一般型（在園児と合同）

ア 対象

本事業の利用を令和7年3月1日までに開始でき、防府市の住民基本台帳に記載されており、現に居住している0歳6か月から満3歳未満の乳児又は幼児で幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない又は在籍していない者とする。

イ 実施場所

第2条に掲げる施設とする。

ウ 利用申請

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に「防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請書（第2号様式）」、「児童の健康状

況申告書（第 3 号様式）」、「事業ニーズ調査票（第 4 号様式）」及び「防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用申請に当たっての確認書（第 5 号様式）」を提出若しくはインターネット（L o G o フォーム）での利用申請をしなければならない。

また、保護者が利用申請を取り下げる場合は、防府市こども誰でも通園制度利用申請取下届（第 6 号様式）を提出しなければならない。

エ 利用内定

市長は、保護者から同号ウの利用申請が提出された場合は、これを受理し、諾否を審査したうえで、内定する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用内定通知書（第 7 号様式）及び防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用料決定通知書（第 8 号様式）を別途定める 1 0 時間の利用チケットとともに保護者に送付するものとする。又、内定しなかった場合は、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用非内定通知書（第 9 号様式）を保護者に通知するものとする。

オ 内定辞退

保護者が、利用内定を辞退する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用内定辞退届（第 1 0 号様式）を提出しなければならない。

カ 利用方法

利用内定の通知を受けた保護者は、第 2 条に掲げる施設の中から、自由に利用施設を選択し、施設が定める利用予約期限までに利用予約を行うものとする。施設は、受け入れ可能であれば、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用予約記録簿（兼キャンセル簿）（第 1 1 号様式）に記録するものとする。なお、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業謝絶実績報告書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

また、制度を利用する保護者は、毎月の利用初日にあらかじめ市長に防府市こども誰でも通園制度（一般型）利用申込書（第 1 2 号様式）を

提出しなければならない。なお、同じ月に別の異なる施設を利用することはできないものとする。

キ 利用料

事業を利用する保護者は、実施施設に別表第 2 に定める利用料を利用の都度支払わなければならない。

ク その他の費用負担

保護者は、利用にあたり実施施設が定めた持参物（哺乳瓶、粉ミルク、着替え等）を持参するとともに飲食物費を実施施設に支払うものとする。

なお、実施施設は、保護者が飲食物について、提供を受けないことを選択する場合は、これを容認しなければならない。

ケ 実績報告

実施施設等は、事業を実施した月ごとに防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業（一般型）利用実績報告書（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第 1 に定める障害児加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第 1 6 号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第 3 及び 4 に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した 2 歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。ただし、2 歳未満の児童であっても、別表第 5 に基づき別表第 3 及び 4 に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

(2) 一般型（専用室独立実施型）

ア 対象

第1号アに掲げる者とする。

イ 実施場所

第2条に掲げる施設とする。

ウ 利用申請

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に「防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請書（第2号様式）」、「児童の健康状況申告書（第3号様式）」、「事業ニーズ調査票（第4号様式）」及び「防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請に当たっての確認書（第5号様式）」を提出若しくはインターネット（L o G o フォーム）での利用申請をしなければならない。

また、保護者が利用申請を取り下げる場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請取下届（第6号様式）を提出しなければならない。

エ 利用内定

市長は、保護者から同号ウの利用申請が提出された場合は、これを受理し、諾否を審査したうえで、内定する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用内定通知書（第7号様式）及び防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料決定通知書（第8号様式）を別途定める10時間の利用チケットとともに保護者に送付するものとする。又、内定しなかった場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用非内定通知書（第9号様式）を保護者に通知するものとする。

オ 内定辞退

保護者が、利用内定を辞退する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用内定辞退届（第10号様式）を提出しなければならない。

カ 利用方法

利用内定の通知を受けた保護者は、第2条に掲げる施設の中から、自

由に利用施設を選択し、施設が定める利用予約期限までに利用予約を行うものとする。施設は、受け入れ可能であれば、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用予約記録簿（兼キャンセル簿）（第11号様式）に記録するものとする。なお、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業謝絶実績報告書（第1号様式）を提出しなければならない。

また、制度を利用する保護者は、毎月の利用初日にあらかじめ市長に防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業（一般型）利用申込書（第12号様式）を提出しなければならない。なお、同じ月に別の異なる施設を利用することはできないものとする。

キ 利用料

事業を利用する保護者は、実施施設に別表第2に定める利用料を利用の都度支払わなければならない。

ク その他の費用負担

保護者は、利用にあたり実施施設が定めた持参物（哺乳瓶、粉ミルク、着替え等）及び飲食物費を実施施設に支払うものとする。

なお、実施施設は、保護者が飲食物について、提供を受けないことを選択する場合は、これを容認しなければならない。

ケ 実績報告

実施施設は、事業を実施した月ごとに防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業（一般型）利用実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める障害児加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第16号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定

した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。
ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4
に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象
とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする
児童

(3) 余裕活用型

ア 対象

第1号アに掲げる者とする。

イ 実施場所

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所のうち、当該施設等に
係る利用児童数が利用定員総数に満たないものとする。

ウ 利用申請

事業を利用する保護者は、あらかじめ市長に「防府市こども誰でも通
園制度令和6年度試行的事業利用申請書（第2号様式）」、「児童の健康状
況申告書（第3号様式）」、「事業ニーズ調査票（第4号様式）」及び「防
府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請に当たっての
確認書（第5号様式）」を提出若しくはインターネット（L o G o フォー
ム）での利用申請をしなければならない。

また、保護者が利用申請を取り下げる場合は、防府市こども誰でも通
園制度令和6年度試行的事業利用申請取下届（第6号様式）を提出しな
ければならない。

エ 利用内定

市長は、保護者から同号ウの利用申請が提出された場合は、これを受
理し、諾否を審査したうえで、内定する場合は、防府市こども誰でも通
園制度令和6年度試行的事業利用内定通知書（第7号様式）及び防府市
こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料決定通知書（第8号

様式)を別途定める10時間の利用チケットとともに保護者に送付するものとする。又、内定しなかった場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用非内定通知書(第9号様式)を保護者に通知するものとする。

オ 内定辞退

保護者が、利用内定を辞退する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用内定辞退届(第10号様式)を提出しなければならない。

カ 利用方法

利用内定の通知を受けた保護者は、第2条に掲げる施設の中から、自由に利用施設を選択し、施設が定める利用予約期限までに利用予約を行うものとする。施設は、受け入れ可能であれば、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用予約記録簿(兼キャンセル簿)(第11号様式)に記録するものとする。なお、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に防府市こども誰でも通園制令和6年度試行的事業度謝絶実績報告書(第1号様式)を提出しなければならない。

また、制度を利用する保護者は、毎月の利用初日にあらかじめ市長に防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業(余裕活用型)利用申込書(第14号様式)を提出しなければならない。なお、同じ月に別の異なる施設を利用することはできないものとする。

キ 利用料

事業を利用する保護者は、実施施設に別表第2に定める利用料を利用の都度支払わなければならない。

ク その他の費用負担

保護者は、利用にあたり実施施設が定めた持参物(哺乳瓶、粉ミルク、着替え等)及び飲食物費を実施施設に支払うものとする。

なお、実施施設は、保護者が飲食物について、提供を受けないことを選択する場合は、これを容認しなければならない。

ケ 実績報告

実施施設は、事業を実施した月ごとに防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業（余裕活用型）利用実績報告書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

また、事業を利用する児童が特別な支援を要する児童における障害児であり、かつ、別表第1に定める障害児加算の適用を受ける場合は、障害児判定調書（第16号様式）を提出しなければならない。

なお、障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、又は、市長が別表第3及び4に定める障害児基準により、次の各号のいずれかに該当すると認定した2歳以上の児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無を問わない。ただし、2歳未満の児童であっても、別表第5に基づき別表第3及び4に定める障害児の基準に該当すると市長が認定した児童については対象とする。

- ① 知的障害児
- ② 身体障害児
- ③ その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童

（利用料の減免）

第10条 次の各号に該当する利用者が支払う前条の利用料については、別表第2に定める額とし、別表第2の4に定めた金額から各号に該当する利用者の利用料を差し引いた額を利用者の申請に基づき、減免するものとする。

- （1）生活保護法による被保護者世帯
- （2）利用年度の市町村民税非課税世帯
- （3）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に所得割の合算額が7万7,101円未満である世帯

（免除方法等）

第11条 前条第1項に該当する者が、利用料の減免を希望する場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料減免申請書（第17号様

式)を提出しなければならない。市長は、上記の申請があった場合は、これを受理し、審査したうえで、減免を許可した場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料減免(決定・取消)通知書(第18号様式)を、却下した場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料減免却下通知書(第19号様式)を通知するものとする。実施施設は、減免決定通知書を確認し、保護者から別表第2に定められた利用料を徴収するものとする。なお、前条に該当する減免を受けた者が、当該事由に該当しなくなったことが判明した場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用料減免(決定・取消)通知書を送付し、翌月1日から減免の対象外とするものとする。

- 2 前項の規定により、実施施設が減免された利用料を受けとったときは、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業(一般型)利用実績報告書(第13号様式)若しくは防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業(余裕活用型)利用実績報告書(第15号様式)により、翌月の10日までに市長に報告するものとする。市長は、前項の規定による報告を受けたときは、免除された利用料に相当する額を第4条の委託料に加えて支払うものとする。

(効果検証)

第12条 この事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、実施施設は、利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、こども家庭庁が定期的に実施するアンケート調査について、積極的な協力しなければならない。

(事故報告)

第13条 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について(令和5年12月14日付こ成安第142号・5教参学第30号通知)」に従い、速やかに報告しなければならない。

(利用の解除)

第14条 市長は、乳児若しくは幼児又は保護者が保育上の指示に従わない場合やその他利用条件を満たさなくなった場合は、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用内定取消通知書(第20号様式)を利用者に通知

し、利用を取り消すことができる。

(関係書類の整備)

第 15 条 実施施設等は、事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(個人情報保護)

第 16 条 設置者等は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関し必要な手続その他の行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、その効力を失う。

附 則

4 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

別表第 1

経費	基準額
預かりに必要な 経費	ア 基本分 850 円（児童 1 人 1 時間あたり金額） イ 障害児加算（※1） 400 円（児童 1 人 1 時間あたり金額）
賃借料補助 （※2）	1 事業所あたり年額 3,066 千円

（※ 1） 障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に適用可能。

（※ 2） 令和 5 年度以降に賃借により開設した事業所に限る。

別表第 2

区分	利用料（児童 1 人につき 1 時間あたり）
1 生活保護世帯 この事業を利用した日において生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合	0 円
2 非課税世帯 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合	6 0 円
3 低所得世帯 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 7, 1 0 1 円未満である場合	9 0 円
4 上記以外の世帯	3 0 0 円

障害児の基準

種別		障害の程度	判定の方法
1 知的障害児		日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（別表4「知的障害判定基準表」の4度以上）	療育手帳の所持の確認、専門医の診断、又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。
2 身体障害児	視覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	聴覚障害児	身体障害者障害程度等級表の6級以上の障害を有するもの	
	肢体不事由児	身体障害者障害程度等級表の7級以上の障害を有するもの	
3 特別な その他 心又は 身に配 慮を必 要とす る障害 を示し る児童	身体的に 継続的な 障害を示 すもの	先天的又は後天的原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要は認めるほどではないが長期の生活規制を必要とするもの	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。
	精神的に 継続的な 障害を示 すもの	知能にはなほだしい欠陥は認められないが、性格のかたよりが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。
	言語機能 に継続的 な障害を 示すもの	発声又は発語が不完全で集団生活にさしつかえる程度の言語障害を示すもの	

注 1 「身体障害者障害程度等級表」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表をいう。

2 この事業の対象となる児童のうち2歳未満児については、表中「判定の方法」欄を別表5により読み替える。

知的障害判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

程度 領域	1度	2度	3度	4度	5度
知能測定値 (IQ)	知能指数及びそれに該当する指数が概ね20以下のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね21～35のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね36～50のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね51～70のもの。	知能指数及びそれに該当する指数が概ね71以上のもの。
保健面	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康に常に注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的に変調がある等のため、一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	特に配慮は必要ない。
行動面	行動上の障害が顕著で、常時付き添い注意が必要。	行動上の障害があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し、注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	特に配慮は必要ない。

(注) 行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物を壊す、拒食の問題等、本人が安定した生活続けることを困難にしている行動を指す。

2歳未満児障害判定基準表

2歳未満児については、障害児の基準（別表第3）の判定の方法の欄を下記のとおり読み替える。

種 別	障害児の基準（別表3）の判定の方法の欄の文言		読み替え後の文言
1 知的障害児	療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は別表4「知的障害判定基準表」に基づく保育士全員の判定による。		療育手帳の所持の確認、専門医の診断又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。
2 身体障害児	身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は嘱託医の判定による。		身体障害者手帳の障害程度等級の確認、専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあつては嘱託医の判定による。
3 その他心身に継続的な障害を示し特別な介助又は配慮を必要とするもの	の な 身 体的 に 継続 的 に 障害 を 示 す も の	専門医の診断、又は嘱託医の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月健康診査において軽度の障害の疑いがあると判定された児童にあつては嘱託医の判定による。
	害 機 精 神的 また は 言語 能 に 継続 的 な 障害 を 示 す も の	専門医の診断、又は保育士全員の判定による。	専門医の診断、又は1歳6か月児精神発達精密健康診査の判定結果による（軽度の障害の疑いがあると判定された児童のうち、特別な介助又は配慮を必要とすると認められたものを含む。）。

第1号様式（第5条関係）

防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業謝絶実績報告書

年 月 分

施設名

[illegible]

防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

〒 ー

申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名
 電 話
 メールアドレス

防府市こども誰でも通園事業令和6年度試行的事業の利用承認を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

利用児童	ふりがな			性別	男 ・ 女
	氏 名				
	住所 (児童本人)	※父母と（同居・別居）		生年月日 (歳)	
緊急連絡先	ふりがな		ふりがな		
	氏 名	続柄 ()	氏 名	続柄 ()	
	電話番号		電話番号		
家族の状況 (家族全員について記入)	ふりがな	氏 名		続 柄	備 考
親子通園の希望の有無（ <u>いずれか一つ</u> に○）	①希望あり ②希望なし ※長期間親子通園が続くことのないよう利用当初3時間以内とします。		利用を希望する期間	令和6年____月から 令和__年____月まで	
医療的ケアの必要の有無（ <u>いずれか一つ</u> に○）	※医療的ケアが必要な児童については、受入施設において医療的知識を持つ看護師等が必要になりますので、安全な保育の実施が困難なことから必要に○をつけられた場合、利用はできません。 ①医療的ケアが必要 ②医療的ケアは不要				
かかりつけ医					
利用料免除理由（ <u>該当する場合のみ</u> ○）	①生活保護受給世帯 ②住民税非課税世帯 ③住民税所得割合算額77,101円未満の世帯 ※上記に該当する場合、利用料の減免措置があります。減免を希望される場合は、申請書に所得証明書等確認書類を添えて提出いただく必要がありますので、子育て推進課窓口までお越しく下さい。				

【市使用欄】

受付番号	受理 年月日	担当課			備考欄
		担当者	係長	課長	
申請者の本人確認			住 ・ 免 ・ 保 ・ 他 ()		

児童の健康状況申告書

以下の項目について、（ ）に記入してください。また【 】の事項に○印をつけてください。

出生時の状況	分娩時の状況 【正常・帝王切開・吸引・仮死】	妊娠週数 （ ）週	
	出生時の異常【あり・なし】 病名（ ）	出生時体重 （ ）g	
健康状況	低体重児（出生時2,500g未満）で定期的な受診の有無【あり・なし】		
	発達や慢性的な病気等のことで、相談している病院や施設はありますか【あり・なし】 病名（ ） 病院・施設名（ ） 服薬【あり・なし】1日____回【朝・昼・晩】 現在の状況【治癒・通院継続・経過観察】		
	アレルギー等がありますか【あり・なし】 アレルギーの種類（ ） ショック症状を起こしたことがありますか【あり・なし】 服薬【あり・なし】1日____回【朝・昼・晩】		
	ひきつけの経験はありますか【あり・なし】 ひきつけの回数____回 ひきつけの経験がある方→____歳____か月のとき 発熱【あり・なし】 座薬【あり（____℃以上）・なし】		
	身体障害者手帳をお持ちですか【あり・なし】療育手帳をお持ちですか【あり・なし】 身体障害者手帳（ ）級 療育手帳（ ）		
発達状況	首のすわり（____か月頃）寝返り（____か月頃） お座り（____か月頃）這う（____か月頃） つかまり立ち（____か月頃）歩き始め（____か月頃）		0・1歳児クラス
	1	授乳状況について教えてください。【母乳・粉ミルク・混合】	
	2	粉ミルク・混合の場合、 1日のミルクの量（ ）ml×（ ）回 ミルク名称（ ） 哺乳瓶のメーカー（ ） 種類（丸穴SS/S/M/L/LL・Y字型M/L/LL）	
	3	離乳食状況について教えてください。 食物アレルギー 【ない・ある（卵・牛乳・乳製品・小麦・大豆・その他・わからない）】	
	4	食べたことのある食品を○で囲んでください。 穀物【米（お粥・軟飯・ご飯）・食パン・ロールパン・うどん・中華麺・スパゲッティ・コーンフレーク・ビーフン・素麺・麴】 野菜類【人参・玉ねぎ・じゃが芋・ほうれん草・小松菜・ネギ・キャベツ・さつまいも・里芋・かぼちゃ・きのこ類・ブロッコリー・なす・トマト・とうもろこし】 果物類【りんご・バナナ・みかん・オレンジ・キウイ・グレープフルーツ・いちご・メロン・すいか・柿・びわ・パイナップル】 豆・大豆製品【豆腐・納豆・大豆・豆乳・きなこ】 魚介類【鯛・鱈・鮭・赤魚・あじ・かつお・ぶり・さんま・いわし・ししゃも・かに・えび・ツナ・練製品】 肉類【鶏・豚・牛・ベーコン・ハム・ウインナー】 卵類【卵（卵黄・全卵）・マヨネーズ】 牛乳・乳製品【牛乳（調理用・飲用）・チーズ・ヨーグルト・生クリーム】 菓子類・その他【赤ちゃん用お菓子・ビスケット・ボーロ・ゼリー・プリン・果物ジュース】 初めての食材は家庭で食べさせていただき、その後の体調の変化（お腹の調子やアレルギー反応等）がなければ、利用施設にお知らせください。	

5	大人の言う簡単な言葉（おいで、ちょうだいなど）がわかりますか	【はい・いいえ】	
6	ママ・プープーなど意味のある言葉をいくつか話しますか（話しましたか）	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】
7	スプーン（はし）を使って食べますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】
8	「～持ってきて」等簡単な指示を理解して行動しますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】
9	二語文（ワンワンキタ・マンマチョウダイなど）を言いますか	【はい・いいえ】	【はい・いいえ】
10	自分の名前が言えますか		【はい・いいえ】
11	衣服の着脱ができますか		【はい・いいえ】
12	おしっこをひとりでしますか		【はい・いいえ】
13	自分の経験してきたことをお母さんやお父さんに話しますか		【はい・いいえ】
14	約束やルールを守って遊べますか		【はい・いいえ】
15	一か所にじっとしてられないことがありますか		【はい・いいえ】
1日の生活リズムについて、利用施設に把握しておいてもらいたいことがあれば、ご記入ください。			
事業利用開始にあたり、健康上、発達上において、気になることがありましたら、ご記入ください。			

事業ニーズ調査票

※注意※

この調査票で記載いただく内容は、今後創設が予定されている新たな通園給付「こども誰でも通園制度」のニーズを把握するためにおうかがいするものです。記載いただいた内容は、上記ニーズを把握する目的以外には使用せず、利用の承認には、影響を及ぼしませんので、ご了承ください。

事業の利用を希望する理由	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業の利用を希望する理由は何ですか(あてはまる番号すべてに○)	
	①保護者のリフレッシュになるから ②子育てについての相談相手が欲しいと感じたから ③同年代の子どもとの関わりが子どもの成育に良いと感じたから ④保護者の就労形態にあっているから ⑤出産や疾病により、保護者が定期的に通院する必要があるから ⑥保護者が定期的に介護や看護をする必要があるから ⑦既存の一時預かり事業の予約が取れないから ⑧その他() ※一時預かり事業…通常、在宅で保育をしている家庭が、一時的に保育が困難な場合に保育を行う事業	
	上記で選択した内容について、具体的にご記入ください(自由記述)	
	それぞれの事業で現在よりも予約が取りやすい環境が整備された場合、防府市こども誰でも通園事業と一時預かり事業のどちらの利用を希望しますか(あてはまる番号ひとつに○) ①防府市こども誰でも通園事業を利用する ②一時預かり事業を利用する ③わからない 上記で選択した内容について、具体的にご記入ください(自由記述)	
利用希望頻度	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業は、月5日の利用で、1日8時間を上限としていますが、その内容に関わらず、本来利用したい頻度はどの程度ですか([]内に数字を記入)	
	【1週あたりの利用日数:週[]日】 ※週5日までの範囲でご回答ください	
	【1日あたりの利用時間:約[]時間】	
就労状況	申請者の就労状況(あてはまる番号ひとつに○)	配偶者の就労状況(あてはまる番号ひとつに○)
	①フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ②フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ③フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、育児短時間勤務中である ④パート・アルバイト等(「フルタイム以外」の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ⑤パート・アルバイト等(「フルタイム以外」の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⑥就労していない	【□配偶者不存在】 ①フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ②フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ③フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、育児短時間勤務中である ④パート・アルバイト等(「フルタイム以外」の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない ⑤パート・アルバイト等(「フルタイム以外」の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である ⑥就労していない
利用児童の進路	将来的に、お子さんの進路として、平日に利用する認可保育所等で、もっとも「定期的に」利用したいと考える施設はなんですか([]内に数字を記入し、あてはまる番号ひとつに○) 【利用開始希望年齢:[]歳】 ①市立保育所 ②市立認定こども園 ③私立認可保育所 ④認定こども園 ⑤幼稚園 ⑥小規模保育事業所 ⑦認可外保育施設 ⑧その他の施設() ⑨小学校就学まで教育・保育施設を利用するつもりはない ⑩わからない	

子育て支援	祖父母等の子育て支援は得られていますか(あてはまる番号すべてに○)
	①日常的に祖父母を含む親族にみてもらえる ②緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる ③日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる ④緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる ⑤得られていない
事業への要望	今後の防府市子ども誰でも通園制度令和6年度試行的事業に対する要望について、自由にご記入ください

防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業 利用申請に当たっての確認書

※確認事項をお読みになり、該当する全ての口にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

申請について		
1	申請前に「防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業 利用のごあんない」を読み、内容を理解しました。	☐
2	申請に必要な書類を全てそろえて提出します。記載内容に虚偽はありません。虚偽があった場合、申請は無効となります。又、書類に不備があり、連絡がつかない場合も無効となります。	☐
3	申請後に、内容に変更があった場合は、速やかに担当課へ連絡の上、必要な書類を提出します。	☐
4	必要に応じ、認可保育所等の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。	☐
5	申請時に、提出いただいた申請内容や児童の個人情報については、児童の安全な保育の実施のため、全ての実施施設に提供されます。ただし、本事業以外の目的には使用されません。	☐
6	利用内定・決定後に、申請内容に変更があったことが判明した場合は、内定や決定が取消しになる場合があります。	☐
7	申請後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市に連絡します。下記の施設に在籍すると内定取消になります。 【在籍すると利用停止となる施設】 ・幼稚園 ・認可保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育事業所、事業所内保育所） ・企業主導型保育施設	☐
8	追加の書類の提出を求められた場合は、指定の期日までに提出します。	☐
抽選について		
9	受入可能数を大幅に超える申請があった場合は、抽選により利用内定者を選出する場合があります。	☐
10	内定を辞退する場合は、定められた期限までに内定辞退届を提出します。	☐
11	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用内定者の決定及び利用料減免の決定、現状の世帯情報、減免対象継続の確認に当たって、必要な範囲内で世帯の世帯情報及び市町村民税の情報を防府市が閲覧します。	☐
12	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業の利用申込み後、市で内容を確認し、基準を満たすと判断した場合は、内定通知に利用料決定通知及び月10時間の利用チケットを同封して発送します。	☐
13	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業の利用対象外の方の申請や医療的ケアが必要な児童等受入れが困難な場合は、内容確認後、非内定通知を発送します。	☐
利用開始後について		
14	利用料は、当該利用日に利用施設にお支払いいただきます（前払い）。利用料決定通知を忘れずに持参してください。※利用料の減免決定を受けられた場合は、利用料減免決定通知書を持参	☐
15	利用時に、10時間利用チケットを忘れた場合、その日の利用はできません。必ず利用時には施設に利用料決定通知と利用チケットをご持参ください。	☐
16	10時間利用チケットは、今年度分を内定通知及び利用料決定通知と合せ一括で送付します。紛失した場合、再発行はできかねますので、なくさないよう管理してください。	☐
17	防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業の実施期間中、毎月、利用可能施設を自由に選択することができます。ただし、同月内は1施設の利用に限ります。	☐
18	利用（日・時間）の予約は、各施設が定めている利用予約期限までに、直接連絡していただきます。毎月最初の利用時には、施設に利用申込書を提出し、その月の残りの利用日時も予約してください。	☐
19	利用の予約をしているが、キャンセルする場合は、利用の前日までに必ず施設に連絡してください。やむを得ず当日にキャンセルする場合は、キャンセルした予約時間分は使用済みとみなします。施設から連絡がありますので、予約時間分の利用チケットを施設へ持参してください。なお、キャンセル料は発生しません。	☐
20	利用できる期間は、0歳6か月を迎えた翌月月初から3歳となる前日までです。ただし、利用施設によっては、0歳児の受入可能年齢が異なる場合があります。	☐
21	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用停止となります。お手元の利用チケットは使用できません。	☐

保護者のいずれもが、本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年 月 日
保護者署名 父 _____
母 _____

第6号様式（第9条関係）

防府市こども誰でも通園制度
令和6年度試行的事業利用申請取下届

年 月 日

(あて先)
防府市長

住 所 防府市

氏 名

先に、防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業の利用申請をしました
が、次の理由によりこの申請を取り下げます。

記

1 理 由

2 利用児童氏名

生 年 月 日 年 月 日生

第 7 号様式（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用内定通知書

申請のありました、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用について、次のとおり内定しましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
利用期間	年 月 から 年 月
利用期限 (利用予約期限)	自由利用 ※各施設が指定した利用申込期限までに利用予約を行うこと
利用開始予定日	年 月
備考 ・ 同月内はひとつの施設の利用に限る。 ・ 利用予約成立後、利用施設の職員が病欠等の理由によりお預かりできなくなる場合は施設からお断りさせていただくことがあります。	

【問合せ先】
防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

第 8 号様式（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用料決定通知書

申請がありました、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用について、次のとおり承諾し、利用料を決定いたしましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
利用期間	年 月 から 年 月
利用方法	自由利用
利用開始予定日	年 月
利用料	1 時間あたり 円

※ 利用期間中であっても、対象児童の要件を満たさなくなった場合には、利用終了となります。

【問合せ先】
防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

第 9 号様式（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用非内定通知書

申請がありました、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用について、次のとおり内定しなかったので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
非内定の理由	例) 医療的ケアが必要な児童の受入れ可能施設がないため
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

防府市こども誰でも通園制度
令和 6 年度試行的事業利用内定辞退届

年 月 日

(宛先)
防府市長

住 所

氏 名

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業に内定しましたが、次の理由により、内定を 辞退します。

記

1 理 由

2 利用方法 自 由 利 用

3 利用児童の氏名

生年月日 年 月 日

第 11 号様式 (第 9 条関係)

防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業利用予約記録簿
(兼キャンセル簿)

[illegible]

※0歳については、児童年齢欄に〇歳〇か月まで記入してください。

※当日キャンセルは委託料の対象になります。ただし、保護者からもらったキャンセル時間相当分の利用チケットを添付することが必要です。

（宛先）防府市長

保護者

住 所

（連絡のつきやすい電話： - - ）

氏 名
（児童との続柄： ）

防府市こども誰でも通園制度
令和 6 年度試行的事業（一般型）利用申込書

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業実施要綱に基づき、保育の利用を申し込みます。

1 児童氏名

男 ・ 女 （生年： 年 月 日生）

2 住所

3 利用日 年 月

日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間

施 設 名	
-------	--

第 1 3 号様式（第 9 条関係）

防府市こども誰でも通園制度
令和 6 年度試行的事業（一般型）利用実績報告書

年 月 日

（宛先） 防府市長

住 所

法人名

代表者名

（施設名 ）

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告
します

（添付書類）

各児童の利用時間分の利用チケット（キャンセル分含む）

別添

年 月 分		施設名		
保護者名	児童名	住所	障害児加算	利用時間
	児童年齢	電話番号	1時間あたりの利用料	利用料

- ※0歳については、児童年齢欄に〇歳〇か月まで記入してください。
- ※障害児加算の欄は、障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に〇をしてください。
- ※1時間あたりの利用料は保護者が持つ事業利用承諾書兼利用料決定通知書の金額を記入してください。通常1時間あたり300円ですが、減免制度の適用を受けた保護者は金額が異なります。
- ※利用時間欄には、キャンセル分を含まないでください。

別添 2

利用チケット添付用台紙（個人毎）※キャンセル分含む
年 月 分 施設名

年 月 日

（宛先）防府市長

保護者

住 所

（連絡のつきやすい電話： - - ）

氏 名
（児童との続柄： ）

防府市こども誰でも通園制度
令和 6 年度試行的事業（余裕活用型）利用申込書

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業実施要綱に基づき、保育の
利用を申し込みます。

1 児童氏名

男 ・ 女 （性別： 年 月 日生）

2 住所

3 利用日 年 月

日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間
日	時間	日	時間	日	時間

施 設 名	
-------	--

防府市こども誰でも通園制度
令和 6 年度試行的事業（余裕活用型）実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

法人名

代表者名

（施設名 ）

このことについて、 年 月分の実績を別添のとおり報告します。

（添付書類）

各児童の利用時間分の利用チケット（キャンセル分含む）

別添

年 月 分		施設名		
保護者名	児童名	住所	障害児加算	利用時間
	児童年齢	電話番号	1時間あたりの利用料	利用料

- ※ 0 歳については、児童年齢欄に〇歳〇か月まで記入してください。
- ※ 障害児加算の欄は、障害児が利用し、かつ、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に〇をしてください。
- ※ 1時間あたりの利用料は保護者が持つ事業利用承諾書兼利用料決定通知書の金額を記入してください。通常 1 時間あたり 300 円ですが、減免制度の適用を受けた保護者は金額が異なります。
- ※ 利用時間欄には、キャンセル分を含まないでください。

別添 2

利用チケット添付用台紙（個人毎）※キャンセル分含む
年 月分 施設名

第 16 号様式 (第 9 条関係)

障 害 児 判 定 調 書

施 設 名	
児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
入所年月日	年 月 日

上記の者は、下記により防府市こども誰でも通園制度令和6年度試行的事業における特別な支援を要する児童に該当すると判定します。

記

- 1 特別児童扶養手当支給対象児（証書記号番号 ）
2 障害児の基準に該当

種 別 (該当項目を○で囲むこと)	障 害 の 程 度
1 知的障害 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 肢体不自由 5 身体的に継続的な障害 6 精神的に継続的な障害 7 言語機能に継続的な障害	
判定者職氏名	

- (注) 1 保育経過の記録写し、手帳の写し、医師の診断書等を添付すること。
- 2 「障害の程度」欄は、障害の程度及び特別な配慮等を要する理由を具体的に記入すること。
- 3 障害児の判定が保育士全員により行われた場合の判定者職氏名は、当該児童の保育に直接従事している保育士等の職氏名の記入で足りる。

第 1 8 号様式（第 1 1 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用料減免（決定・取消）通知書

申請がありました、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用料の減免について、次のとおり（決定・取消）しましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
免除申請・取消理由	
減免後利用料	
免除期間	
備考	

【問合せ先】
防府市 保健こども部子育て支援課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

第 1 9 号様式（第 1 1 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長



防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用料減免却下通知書

申請がありました、防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用料の免除について、次のとおり却下しますので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
免除申請理由	
免除却下理由	
備考	

【問合せ先】
防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）

第 2 0 号様式（第 1 4 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

防府市長 池 田 豊 

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業利用内定取消通知書

防府市こども誰でも通園制度令和 6 年度試行的事業の利用について、次のとおり対象外となったことから、内定を取消しましたので通知します。

利用児童の氏名	
利用児童の生年月日	年 月 日
内定取消の理由	例）認可保育園等に入所したため
備考	

【問合せ先】

防府市 保健こども部子育て推進課
TEL：0835-25-2126（申込み）
0835-25-2626（制度案内）